ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成12年度以降に専任の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として、以下の要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・市街地（ＤＩＤ相当）における場所打ち杭基礎の施工

なお、上記工事は平成12年度以降単体又は共同企業体の構成員として完工した実績（元請に限る）をいう。

②　監理技術者については、以下のア～ウの全ての要件を満たすこと。

ア　建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ　以下のいずれかの資格取得者又は認定された者であること。

１）１級土木施工管理技士

２）技術士（建設部門）

３）１）、２）と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ウ　平成12年度以降に専任の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として、以下の要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・市街地（ＤＩＤ相当）における場所打ち杭基礎の施工

なお、上記工事は平成12年度以降単体又は共同企業体の構成員として完工した実績（元請に限る）をいう。

③　現場代理人は、平成12年度以降に専任の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として、市街地（ＤＩＤ相当）における場所打ち杭基礎の施工の経験を有する者であること。なお、上記工事は平成12年度以降単体又は共同企業体の構成員として完工した実績（元請に限る）をいう。

⑸　１に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、各構成員が次に掲げる事項を満たしていること。

①　本工事に対する建設業法の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　本工事に対する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

３　技術提案等に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成　技術提案書の作成に当っては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。

また、工事費内訳書の作成に当っては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査　本工事は、１次審査及び２次審査の二段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。

１次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた１次最終技術提案書及び工事費内訳書をもって２次審査を受ける入札参加者を選定する。２次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、入札参加者は交渉を踏まえた最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出する。

⑶　工事費内訳書等の総額及び入札価格　詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

４　落札方式に関する事項

⑴　２次審査を受ける入札参加者の選定

①　総合評価の方法　２次審査を受ける入札参加者の選定方式は、１次最終技術提案書の内容が入札説明書等で示される要件を満足し適正と認められる場合、標準点の100点が付与され、４⑴③の技術提案評価項目（加算点用）に応じた最大30点の加算点を加えて、工事費内訳書の総額で除した数値（以下「１次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。なお、技術提案書の内容が基本条件図書等で示される要件を満足しない場合は２次審査を受ける入札参加者には選定されない。また、この場合、１次審査の加算点の評価は行わない。

②　選定方式

ア　３⑵により技術提案者から提出された技術提案書及び工事費内訳書の総額から「４⑴①総合評価の方法」によって得られた１次評価値の高い順に上位３者について２次審査を受ける入札参加者とする。なお、選定された入札参加者が辞退した場合、若しくは入札参加者が２次審査段階で、２次審査を辞退した場合は、１次評価値が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）について２次審査を受ける入札参加者として追加選定する場合がある。ただし、追加選定は入札説明書に示す期日までとする。

イ　アにおいて、１次評価値が３番目となる者が２者以上あるときは、その中で最も工事費内訳書の金額が低い者について２次審査を受ける入札参加者とする。工事費内訳書の金額も同じ場合には、くじ引きにより２次審査を受ける入札参加者を決定する。

③　技術提案評価項目（加算点用）　技術提案評価項目（加算点用）は以下のとおりである。

ア　施工に対する配慮

イ　周辺環境に対する配慮

⑵　落札者の選定

①　総合評価の方法　落札者の選定方式は、最終技術提案書の内容が入札説明書等で示される要件を満足し適正と認められる場合、標準点の100点が付与され、４⑵③の技術提案評価項目（加算点用）に応じた最大30点の加算点を加えて、入札価格で除した数値（以下「２次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

②　選定方式

ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者のうち、最終技術提案書及び入札価格から「４⑵①総合評価の方法」によって得られた２次評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって、入札した他の者のうち２次評価値が最も高い者を落札者とする。

イ　アにおいて、２次評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

③　技術提案評価項目（加算点用）　技術提案評価項目（加算点用）は４⑴③ア、イと同じとする。

５　入札手続等

⑴　担当部局　首都高速道路株式会社　神奈川建設局　総務・経理グループ　〒221―0013　神奈川県横浜市神奈川区新子安一丁目２番４号　オルトヨコハマ・ビジネスセンター３Ｆ　電話045―439―0706　中島　菊枝

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書、関連する図面等を競争参加希望者に有償で直接交付する。

①　交付期間　平成22年６月24日（木）から平成22年７月22日（木）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時までの時間のうち、正午から午後１時を除く時間。ただし、平成22年６月24日（木）は午後１時以降とする。

②　交付場所　〒105―0001 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号（虎ノ門ＰＦビル）３階　首都高技術株式会社　企画部　企画課　電話　03―3578―5757（代表）